

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	宅地造成工事許可事務事業			事業コード	0754
所属コード	091000	課等名	都市計画課	係名	宅地開発係
課長名	丹治 義治	担当者名	田村 大輔	内線番号	7217
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 1 目 開発行為等に関する事務 (001-04)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 12 年度	
根拠法令等	宅地造成等規制法, 盛岡市宅地造成等規制法施行細則			

(2) 事務事業の概要

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流失を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域内における宅地造成に関する工事等について、災害の防止を目的とする許可事務事業

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

宅地造成等規制法に基づき、盛岡市の規制区域が昭和 42 年 8 月 30 日建設省告示第 753 号で指定されたことによる。

昭和 54 年 8 月 1 日に知事から市長に一部事務委任され、平成 12 年 11 月 1 日には特例市移行に伴い自治事務となったことにより全部の事務を行うこととなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

宅地造成工事規制区域を見直し、平成 16 年 6 月 1 日に告示し、同年 10 月 1 日施行した。

宅地造成等規制法が平成 18 年 9 月 30 日に改正され、都市計画法に規定する開発許可を受けて行われる工事について、宅地造成等規制法の許可が不要になったことから、当該許可件数が減少してきている。

【意見・要望】

災害が起こる危険性のある宅地に対して改善指導要望がある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

宅地造成等規制法による許可を受けようとする者
宅地造成工事規制区域内の宅地

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 宅地造成に関する工事の許可及び協議申請件数	件	4	2	2	1	3
B 宅地造成工事規制区域の面積	ha	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110
C 災害が起こる危険性のある宅地	件	9	9	9	16	13

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ・窓口及び電話による相談及び指導
- ・宅地造成に関する工事の許可申請の受理, 審査, 許可
- ・宅地造成に関する工事の完了検査の実施
- ・パトロールの実施
- ・災害が起こる危険性のある宅地の改善指導

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 宅地造成に関する工事の許可及び協議申請件数	件	4	2	2	1	3
B 宅地造成に関する工事の相談件数	件	10	88	88	133	90
C 宅地造成に関する工事の完了検査件数	件	4	2	2	2	3

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

- ・宅地造成に関する工事に伴う災害を防止する。
- ・住民の生命及び財産を保護する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度目標値
A 宅地造成に関する工事の検査済証交付	□上げる □下げる ■維持	件	4	2	2	1	3
B 災害が起こる危険性のある宅地の改善指導	□上げる □下げる ■維持	件	2	1	1	5	5
C 災害が起こる危険性のある宅地の改善	□上げる □下げる ■維持	件	1	0	0	2	1

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他（開発許可申請手数料）	千円	150	126	191	181
	A 小計 ①～⑤	千円	150	126	191	181
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	230	230	230	230
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	920	920	920	920
計	トータルコスト A+B	千円	1,070	1,046	1,111	1,101
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

宅地造成に関する工事の許可基準に基づき工事を行うことにより災害の防止を図られる。

② 市の関与の妥当性

法定事務のため妥当である。

③ 対象の妥当性

平成16年度に宅地造成工事規制区域の見直しを行っており、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務のため廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

市民に対し、宅地造成等規制法及び宅地造成工事規制区域の周知を図る必要がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

法定事務について、必要最小限の経費で対応しており削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）

(1) 改革改善の方向性

市民に対し、宅地造成等規制法及び宅地造成工事規制区域の一層の周知を図る必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

宅地造成等規制法違反行為の是正指導とそのため宅地造成パトロールの強化

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり、市民の安全・安心を確保し、災害に強いまちづくりのため、事務事業を継続する必要がある。

法制度及び区域の市民周知に努めるとともに、是正指導、パトロール強化等を進める。